別記様式第18号（犯罪捜査規範第182条の４）

録音・録画状況報告書

年　月　日

警察署

司法警察員　殿

警察署

司法　㊞

被疑者　に対する　被疑事件につき、同被疑者の取調べ
弁解録取　を行った際に録音・録画をした状況は、下記のとおりであるので報告する。

記

１　録音・録画年月日時

年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分までの間

２　録音・録画場所

３　録音・録画担当者

４　その他参考事項

（用紙　日本工業規格Ａ４）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第18号　削除

（通信傍受規則の一部改正）

第二条　通信傍受規則（平成十二年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　通信傍受の実施の手続等（第三条―第十七条） 第三章　通信傍受の記録等（第十八条―第二十八条） 第四章　補則（第二十九条） 附則	目次 第一章　［同上］ 第二章　通信傍受の実施の手続等（第三条―第十四条） 第三章　通信傍受の記録等（第十五条―第二十五条） 第四章　補則（第二十六条） 附則
（定義） **第二条**　法に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　スポット傍受　法第十四条第一項の規定による傍受をいう。 三　第十四条外国語等通信　法第十四条第二項に規定する通信をいう。 四　外国語等傍受　法第十四条第二項の規定による傍受をいう。 五　他犯罪通信　法第十五条に規定する通信をいう。	（定義） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　スポット傍受　法第十三条第一項の規定による傍受をいう。 三　外国語等通信　法第十三条第二項に規定する通信をいう。 四　外国語等傍受　法第十三条第二項の規定による傍受をいう。 五　他犯罪通信　法第十四条に規定する通信をいう。